

大学設置基準等の一部改正について

文部科学省高等教育局大学振興課

平成一九年七月、大学設置基準等の一部が改正され、平成二〇年四月一日より施行されることとなった。ここでは本改正について解説する。

一 改正の趣旨

大学等の設置認可及び設置基準については、平成一七年一月の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」において、審査の内容や視点の一層の明確化を図ることが必要とされるとともに、時代の変化に対応し不断の見直しを行っていく必要性が指摘されているところである。

今回の改正においては、このような指摘を踏まえるとともに、近年の設置認可の実務等を通じて明らかになった課題等への対応を図る観点から、（一）大学学部、短期大学

及び高等専門学校における教育力向上のための改正、及び（二）設置認可における審査内容や視点についてこれまで解釈運用により対応していた事項を明確化するなどの改正を行ったものである。

今回の大学設置基準等の一部改正については、本年五月一日の中央教育審議会大学分科会制度・教育部会において、改正の概要について概ね了承されたことを受け、その後六月中旬まで意見募集手続（パブリックコメント）を行った上で、六月二九日に中央教育審議会に対し正式に諮問を行った。同日の中央教育審議会大学分科会において、改正内容について原案のとおり了承され、七月九日に答申を得たところである。

二 改正の概要

(一) 学部段階等の教育力向上を図るための改正

① 教育研究上の目的の公表等

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

教育研究上の目的については、大学全体としての抽象的な目的ではなく、各学部等において養成しようとする具体的な人材像や学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にすることを求めるものである。

各大学においては、この目的に即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることが期待される。

また、組織として目的を共有するため、学則、学部規則又は学科規則等の適切な形式により定め、これを広く社会に公表することが必要である。

② 一の授業科目について二以上の方法により行う場合の単位の計算基準

大学が、一の授業科目について、講義や実習など二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに依り、それぞれの授業方法ごとの単位の計算基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とすること。

現在、講義等の授業方法ごとに単位数の計算方法が定められているが、複数の方法を組み合わせる授業を行った場合の計算方法については特段の規定が設けられていない。このため、そのような授業科目の導入が容易にできるよう、その計算方法を明確化するものである。

具体的には、例えば、講義と実験とを組み合わせる授業科目の場合は、講義及び実験の授業時間をそれぞれ x 、 y とすると、 $a \cdot x + b \cdot y$ ($a \cdots$ 単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である四五時間を第二一条第二項第一号の規定により講義について一五時間から三〇時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値、 $b \cdots$ 同じく四五

時間を同項第二号の規定により実験について三〇時間から四五時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値) が四五となるように、各大学において x 及び y の値を定めることを意味する。

③ 成績評価基準等の明示等

大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、これにしたがって適切に行うものとする。

卒業時における学生の質を確保する観点からは、教員がシラバスを作成し、その中で、あらかじめ学生に対して各授業における学習目標や、その目標を達成するための授業の方法・計画等を明示するとともに、成績評価基準や卒業認定基準をあらかじめ提示し、これに基づき厳格な評価を行うことが必要であり、これを各大学に求めるものである。

文部科学省における調査(大学における教育内容等

の改革状況について)では、平成一七年度において既に全ての大学がシラバスを作成していると回答しているが、今回の改正を踏まえ、各大学においては、シラバスに適切な内容を記載し学生に対して明示することに留意する必要がある。また、厳格な成績評価の方法として、例えばGPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度があるが、これは平成一七年度において約三五%の大学で導入されており、このような取組が更に促進されることが望まれる。

④ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

大学は、その授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

いわゆるファカルティ・ディベロップメント(FD)について、これまで努力義務であったものを義務化するものである。

これは各教員に対し義務付けるものではなく、各大学が組織的に実施することを義務付けるものである。

文部科学省における調査(前掲)では、平成一七年度において既に約八一%の大学がFDを実施していると

回答しているが、今回の改正を踏まえ、各大学においては、実際に授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った取組を行うことが期待される。

(二) 基準をより明確化し大学教育の質を保証するための改正

⑤ 二以上の校地において教育研究を行う場合における教員並びに施設及び設備

大学が二以上の校地において教育研究を行う場合は、それぞれの校地ごとに必要な教員や施設・設備を備えるものとする。

また、それぞれの校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。

大学が二以上の校地において教育を行う場合に、それぞれの校地において必要な教育体制がとられるべきことを明確化するものである。

また、その場合において、校地が隣接はしていないものの極めて近接しており、学生に対する日常的な学習相談、進路指導、厚生補導等が支障なく行うことが

できる体制にある場合など例外的な場合以外については、原則として、それぞれの校地における教育体制の核となる専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くことを求めるものである。

同様に、施設及び設備についても、それぞれの校地において実際に行われる教育研究に支障のないように整備すべきことを明確化するものである。

⑥ 授業科目の開設

大学は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設は、自ら行うものであることを明確化すること。

大学は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、開設に必要な教員組織や施設、設備等を備え、大学としての指導計画の下で開設されるべきものであることを明確化するものである。

ただし、開設授業科目の全てを当該大学のみで行うことを求める趣旨ではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学の主体性を確保した上で他の教育施設等と連携協力して授業を実施することは可能であり、こ

のような授業を行う場合には、例えば、

ア 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている

イ 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている

ウ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している

エ 大学の授業担当教員による成績評価が行われるなどにより、当該大学の授業として適切に位置付けられていることが求められる。

⑦ 科目等履修生等の受入れ

大学は、科目等履修生その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

また、一の授業科目について受け入れる科目等履修生等は適当な人数とすること。

科目等履修生の受入れに伴う受入体制の整備につい

ては、通信制の課程については規定が設けられているが、通学制の課程については特段の規定が設けられていなかったことから、規定を整備するものである。

例えば、科目等履修生等の数を履修科目の単位数を勘案して学生数に換算した上で、本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超える場合等には、これに応じた専任教員等の増が必要となる。

また、各授業科目ごとの受入数についても、一の授業科目について同時に授業を行う学生数、各授業科目の授業方法、施設・設備等の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるよう適当な人数とすることを求めるものである。

⑧ 施設の専用等

大学は、専用の施設を有することとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。

また、一定の条件を満たす場合に、他の学校、専修学校及び各種学校との間で施設を共用することができ

大学の施設は、他の機関との共用ではなく当該大学の専用であることが原則であることを明確化するものである。例外である「教育研究に支障がないと認められるとき」としては、例えば、大学設置基準に定める基準校舎面積を超えて校舎を有し、その超えている部分を他の機関と共用する場合等が想定される。なお、大学が教育上支障のない場合に、一時的に大学の施設を社会教育その他公共のために利用させることは、学校教育法第八五条の規定により認められている。

また、同一敷地内又は隣接地に大学と短期大学等を置いている場合に、それぞれの基準校舎面積を合算した面積を全体として有していれば、教育研究に支障がない限度において共用を認めることを明確化するものである。

(三) その他

これらの改正事項については、短期大学設置基準、高等専門学校設置基準、大学院設置基準の同様の改正事項についても同様の措置を行う（ただし大学院に関しては、①④の改正事項については平成一八年三月に改正済）。また、大学が多様なメディアを高度に利用して行う遠

隔授業の要件について、毎回の授業の実施に当たって行う質疑応答等は、インターネットなどによりすみやかに、又は指導補助者が学生に直面する方法により、十分な指導を行うこととする。（平成一三年文部科学省告示第五一号等の改正）

三 今後の設置基準等の課題について

今回の改正は、早急に見直しを行うこととされた事項について措置したものであるが、設置基準等については、学士課程教育の在り方や、大学教育の質保証の在り方についての全体の議論の中で、更に検討すべき課題として次のようなものがある。

- ・学位授与機関たる大学にふさわしい教員組織の在り方
 - ・専任教員、実務家教員等の要件及び審査等の在り方
 - ・校地・校舎、施設・設備（運動場・空地等）に係る要件の在り方
 - ・情報の積極的公表に関する規定の在り方
 - ・大学院大学に関する規定の在り方
- これらについては、
- ・国際的に通用する質の保証や学習者保護の観点から、大

学としての最低限の条件が網羅的に規定されたものとなっているか

- ・事後評価との適切な役割分担、機能分担を踏まえたものとなっているか
 - ・新規に大学等を設置しようとする側にとって、要件が一覧性をもって明確に規定されているか
 - ・各大学の特色化、個性化に柔軟に対応できる内容となっているか
 - ・学問の変化や教育の技術革新等に対応した合理的な内容となっているか
- などの視点から、今後速やかに検討を行いたいと考えている。